一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）
賛助会員　次年度資格更新手続マニュアル

2025年12月19日

2025年12月26日更新

次年度更新手続締切日を変更いたしました。手続期間が短くなり申し訳ございません。

【旧】2026年2月13日（金）まで

【新】2026年2月10日（火）まで

一般社団法人 Japan Association for Human Resources in Industrial Product Manufacturing
工業製品製造技能人材機構

はじめに

■このお手続は、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下、JAIM）の賛助会員資格の更新の意思確認とともに、次年度の年会費額の確定を行うものです。

■更新を希望される場合、年会費割引（正会員団体割引/中小企業割引）の適用に変更がないかを御確認ください。（JAIM正会員団体への新規入会・退会、企業規模の変更等の事由が発生した場合、変更を行ってください。）

- 年会費割引の適用に変更がない事業所様は、今年度分の割引適用が自動的に引き継がれます。
- 次年度から新たに年会費割引の適用を希望される事業所様は、必要書類をお手元に御準備ください。（詳細はP.10以降を御覧ください。）
- 次年度より年会費割引適用条件に該当しなくなった場合（JAIM正会員である業界団体からの退会や、大企業に変更となった場合）は、必ず変更を行ってください。
- 正会員団体割引適用事業所様のうち、会員証等の提出が必要な団体に所属していて、有効期限等に更新がある場合には、新しい証跡をアップロードしてください。
- 年会費割引（正会員団体割引/中小企業割引）は、自己申告制です。事業所様からの申告がない場合、事務局から連絡することはございませんので、よくお確かめのうえお手続きください。

■更新を希望しない場合、次年度4月以降の賛助会員名簿から削除されます。

手続の流れ

2月10日(火)まで

3月

2026年1月

御案内

■ １月中旬に、事務局より賛助会員様へ会員資格更新の御案内を差し上げます。

■ 登録されている担当者メールアドレス宛に御案内します。

更新する事業所

割引の変更なし（4ページへ）

STEP01 意思確認

■ マイページ上に意思確認フォームが表示されます。

■ 「継続する（割引の変更**なし**）」を選択してください。

STEP02 年会費情報確認

■ 年会費情報を確認してください。

■ 年会費情報に間違いなければ、「申請する」をクリックしてください。

割引の変更あり（10ページへ）

STEP01 意思確認

■ マイページ上に意思確認フォームが表示されます。

■ 「継続する（割引の変更**あり**）」を選択してください。

STEP02 年会費情報入力

■ 新たに年会費割引を希望する場合や、正会員団体割引適用のための証跡に更新・変更がある場合、必要な証跡を準備しアップロードしてください。

■ 年会費割引適用条件に該当しなくなった場合、割引を「希望しない」に変更してください。

更新する事業所：共通事項

STEP03 口座振替

■ 事務局の確認完了後、「請求書兼口座振替通知書」が発行され、請求書送付先に登録したアドレスにメールが送付されます。

■ 登録の口座から、次年度年会費をお引落いたします（毎年２月27日）。

STEP04 更新完了

■ 口座振替が完了すると、更新完了です。

■ 4月以降も、JAIM賛助会員名簿に継続して掲載されます。

更新しない事業所（22ページへ）

STEP01 意思確認

■ マイページ上に意思確認フォームが表示されます。

■ 「継続しない（退会希望）」を選択してください。

STEP02 退会手続

■ 事務局から退会に関する御案内が送付されます。

■ 案内に沿って手続を行ってください。

STEP03 退会手続完了

■ 退会完了案内が送付されます。

■ 4月のJAIM賛助会員名簿から掲載が削除されます。

目 次

1. 更新を希望する事業所様向け：更新手続の流れ

① 年会費割引：変更なし ･･･P.4

② 年会費割引：変更あり ･･･P.10

■ 新たに年会費割引を希望する場合 ･･･P.12

■ 年会費割引適用条件に該当しなくなった場合 ･･･P.17

2. 更新を希望しない事業所様向け：退会手続の流れ ･･･P.22

3. よくある御質問 ･･･P.26

一般社団法人 Japan Association for Human Resources in Industrial Product Manufacturing
工業製品製造技能人材機構

①更新を希望する事業所様向け 【年会費割引:変更なし】

更新手続の流れ

【STEP 01】意思確認

- マイページにログインすると、「次年度更新意思確認」について選択するボタンが出てきます。
- 「継続する(割引の変更なし)」をクリックし、次へ進んでください。

	実施事項	備考
1	**2月10日（火）までに忘れずに御対応ください** 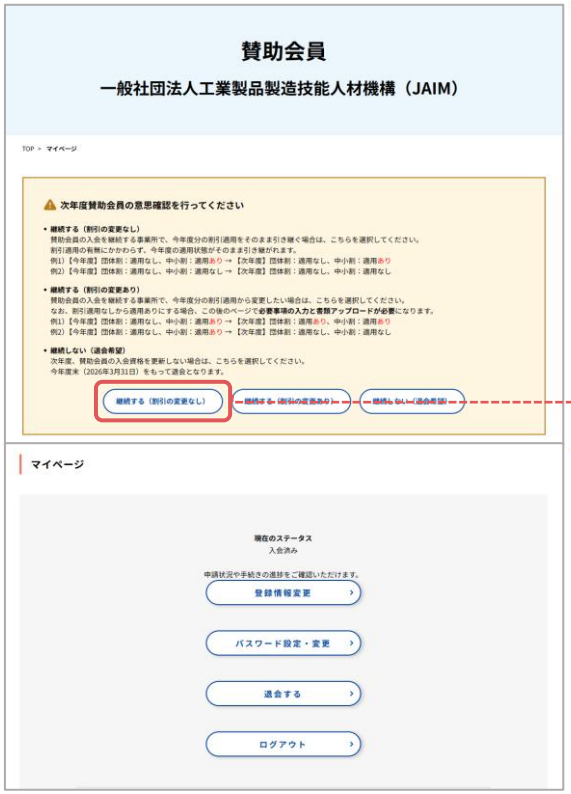 （マイページの画面イメージ） 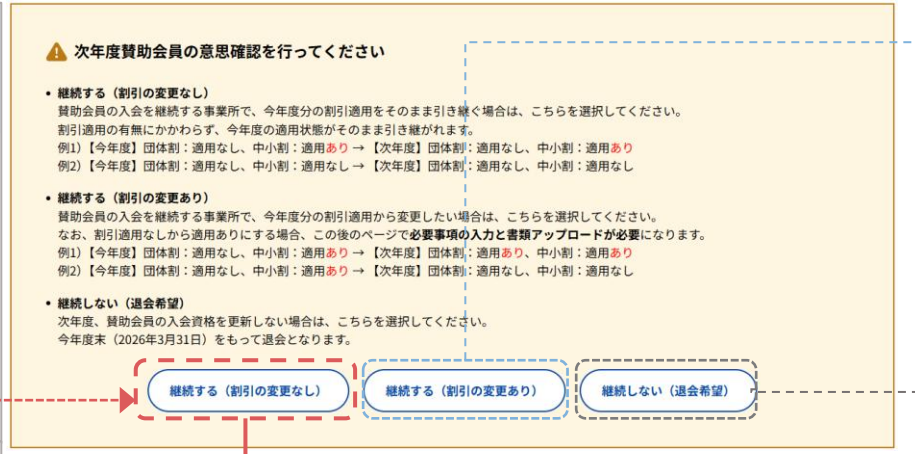 **「継続する（割引の変更なし）」** をクリックしてください 年会費情報確認フォームへ進みます	「継続する（割引の変更あり）」を選択する場合は、P.10以降を御覧ください 「継続しない（退会希望）」を選択する場合は、P.22以降を御覧ください

【STEP 02】年会費情報確認

- 確認画面に今年度の年会費情報が表示されます。「年会費確定情報」と「年会費振替情報」を確認してください。
- 表示された内容に変更や間違いがなければ、「申請する」をクリックしてください。これで次年度更新意思確認と年会費情報確定手続は完了です。

	実施事項	備考
1	確認画面：年会費情報 手続受付（送信完了）画面 （マイページの画面イメージ）	

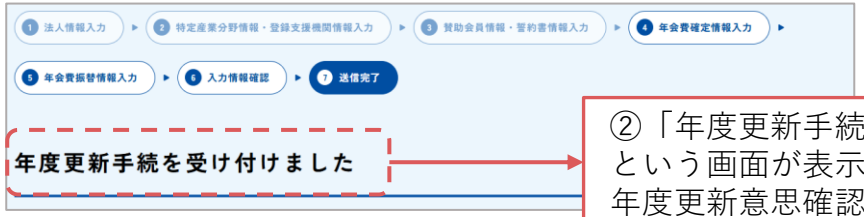

②「年度更新手続を受け付けました」という画面が表示されましたら、年度更新意思確認と年会費情報確定手続は完了です

①表示内容を確認し、「申請する」ボタンをクリックしてください

【STEP 03】口座振替（1/2）

- 申請が完了しましたら、事務局で申請内容を確認します。
- 申請内容確認完了後、
  ① 次年度年会費額をメールで御案内します。
  ② 「請求書兼口座振替通知書」が発行され、「請求書送付先」に登録のアドレスにメールで送付されます。振替口座登録が間に合わない場合は、「請求書」（銀行口座振込用）をお送りします。
- JAIM入会時に登録した「振替口座」より年会費をお引落いたします。
- 口座振替日は、毎年**2月27日**（土日祝日の場合は翌営業日）です。

	実施事項	備考
1	• 口座振替手続（郵送）がお済みでない場合、速やかに御対応ください。 • 「請求書兼口座振替通知書」は、年会費の請求書送付先として登録いただいたメールアドレス宛に ドメイン：@mfkessai.co.jp のアドレスから送付されます。 • 2月27日の引落日に口座登録が間に合わない場合や、口座振替に失敗した場合、振替日を含む4営業日後に自動で銀行振込の請求書が発行されます。 請求書を確認し、速やかに指定の口座へお振込みをお願いいたします。	口座振替が失敗した場合の取り扱いについて （外部サイト：bizforward（年会費支払委託先）） JAIM

【STEP 03】口座振替（2/2）

- **次年度の年会費額は、割引適用状況に応じ次の通りになります。**

【参考】賛助会員会費規定より

年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
1）中小企業	60,000円	63,000円
2）大企業	80,000円	83,000円

【STEP 04】完了

- **口座振替が完了しましたら、更新が完了いたします。**
- **4月以降、賛助会員名簿への掲載継続を御確認ください。**
- **次回の更新は1年後となります。**

注意事項

- 口座振替ができなかった場合、請求書送付先アドレスに連絡が届きますので速やかに御対応ください。
- 口座振替日（2月27日）に次年度年会費の支払・引落を確認できない場合、事務局から確認の御連絡を差し上げることがあります。

P.26以降に「よくある御質問」を掲載しています。併せて御確認ください。

更新を希望する事業所様向け　【年会費割引：変更あり】

更新手続の流れ

【STEP 01】意思確認＜年会費割引に変更がある事業所様共通＞

- マイページにログインすると、「次年度更新意思確認」について選択するボタンが出てきます。
- 「継続する（割引の変更あり）」をクリックし、次へ進んでください。

	実施事項	備考
1	**2月10日（火）までに忘れずに御対応ください** 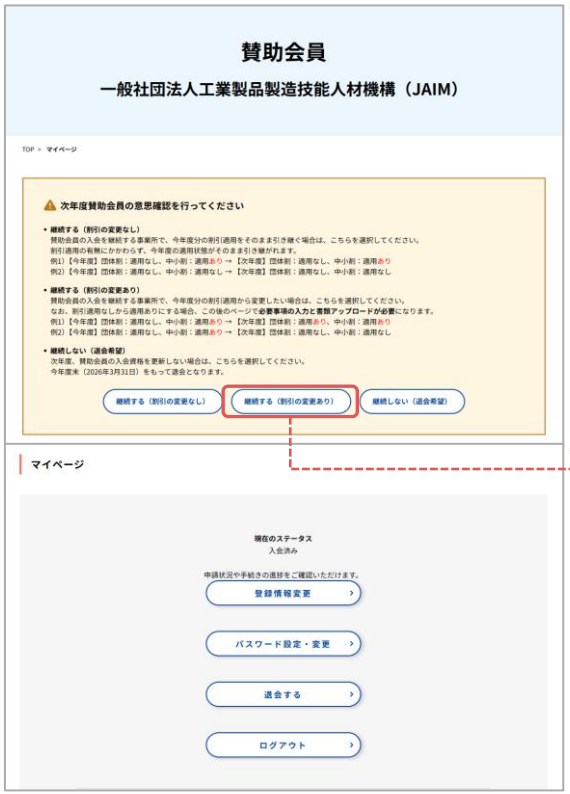 （マイページの画面イメージ） 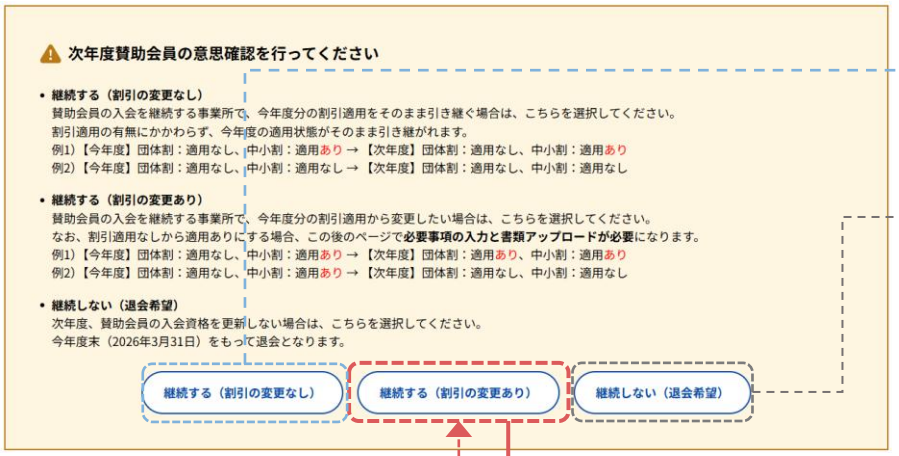 「継続する（割引の変更あり）」をクリックしてください 年会費情報入力フォームへ進みます	「継続する（割引の変更なし）」を選択する場合は、P.4以降を御覧ください 「継続しない」を選択する場合は、P.22以降を御覧ください ・新たに割引を【希望する】又は【会員証等に更新・変更のある】事業所様 →P.12以降を御確認ください ・割引適用の条件に【該当しなくなった】事業所様 →P.17を御確認ください。

【STEP 02】年会費情報入力＜新たに年会費割引を【希望する】場合(1/5)＞

- 「年会費確定情報」と「年会費振替情報」に今年度の情報が予め入力されています。
- 「年会費確定情報」画面にて、年会費割引を新たに希望する割引を「希望する」に変更し、証跡をアップロードしてください。
- 正会員団体割引適用のための証跡に更新・変更がある場合、新しい証跡をアップロードしてください。
- 年会費割引を希望した場合であっても、事務局による確認の結果、割引適用不可となる場合があります。

	実施事項	備考
1	新たに年会費割引を【希望する】、もしくは【会員証等に更新がある】場合	

年会費確定情報　　年会費振替情報

（マイページの画面イメージ）

① 中小企業割引を希望する場合
→中小企業割引を「**希望する**」に変更し、証跡をアップロードしてください
詳細はP.13-15を御確認ください

② 正会員団体割引を希望する場合
→正会員団体割引を「**希望する**」に変更し、証跡をアップロードしてください
詳細はP.16を御確認ください

※ 新たに希望する割引についてのみ「希望する」に変更してください

③正会員団体割引適用のための証跡に更新・変更がある場合（有効期限等）
→正会員団体割引を「**希望する**」を選択したまま、証跡のアップロードのみ行ってください。

【STEP 02】年会費情報入力＜新たに年会費割引を【希望する】場合(2/5)＞

- 「①中小企業割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、新たに割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2	**①中小企業割引(中小割)** 中小企業の割引適用を希望する場合は、中小企業庁の「中小企業・小規模事業者の定義 」（製造業）(リンク)に照らし、資本金を証明する資料(証明方法1)、従業員数を証明する資料(証明方法2)の、いずれかを選択し、資料を準備してください。 **証明方法1**: 資本金を証明する場合 →P.14へ **証明方法2**: 人数を証明する場合 →P.15へ	

【STEP 02】年会費情報入力＜新たに年会費割引を【希望する】場合(3/5)＞

	実施事項	備考
2（つづき）	**【①中小企業割引（中小割） 証明方法1】** ・・・資本金を証明する 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であることを証明するために以下の書類のいずれか1つを提出してください。	

提出書類名（いずれか1つ）	備考
履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	発行日より3か月以内のもの
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの

【STEP 02】年会費情報入力＜新たに年会費割引を【希望する】場合(4/5)＞

	実施事項	備考
2（つづき）	※個人事業主の証明方法は、こちらです。 **【①中小企業割引（中小割） 証明方法2】** ・・・人数を証明する 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であることを証明するために、 **様式5** と、下の書類（1つ） を準備してください。 （上記のPDFは1つのファイルにまとめてください）	※注意事項 様式5のみを提出する事業所様が大変多くなっております。 様式5に加え、「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）」いずれかの書類を必ずまとめて提出してください。

様式5 従業員数証明書 ＋

提出書類名（いずれか1つ）	備考
労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書（写）	直近で省庁提出済の写し
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）	

【STEP 02】年会費情報入力＜新たに年会費割引を【希望する】場合（5/5）＞

- 「②正会員団体に所属する場合の割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所様で、新たに割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
3	**②正会員団体に所属する場合の割引（団体割）** JAIM正会員の製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、手続フォーム上で加入している団体名を選択してください。 団体名を選択すると、加入している団体によっては、証明書をPDFでアップロードするよう表示されます。証明書の提出が不要な団体もあります。 ＜団体割適用確認方法＞ 御所属先の団体が団体割対象かどうかは、下記リンクから御確認いただけます。 こちらのリストに掲載されている団体に所属している事業者は、団体割を御利用いただくことができます。 証明書の要否についても併せて以下のページから御確認ください。 正会員団体に所属する場合の割引（団体割）が適用となる団体一覧	様式・テンプレート・書き方見本 | 賛助会員入会 | 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM） 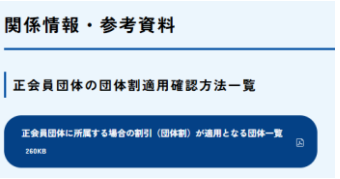

【STEP 02】年会費情報入力＜年会費割引適用条件に【該当しなくなった】場合＞

- 「年会費確定情報」と「年会費振替情報」に今年度の情報が予め入力されています。
- 割引適用の条件に該当しなくなる事由が発生した場合、割引条件に該当しなくなった割引について「希望しない」に変更してください。

	実施事項	備考
1（つづき）		

以下の事由で年会費割引適用条件に【該当しなくなった】場合

- 中小企業から大企業へ、企業規模が変更となった場合
- JAIM正会員団体から退会し、いずれのJAIM正会員にも所属しなくなった場合

年会費確定情報

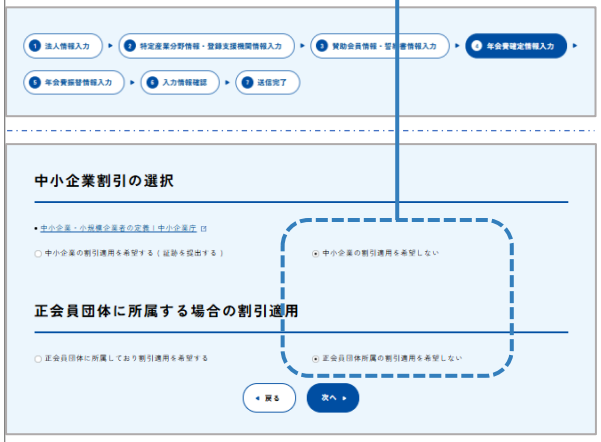

年会費振替情報

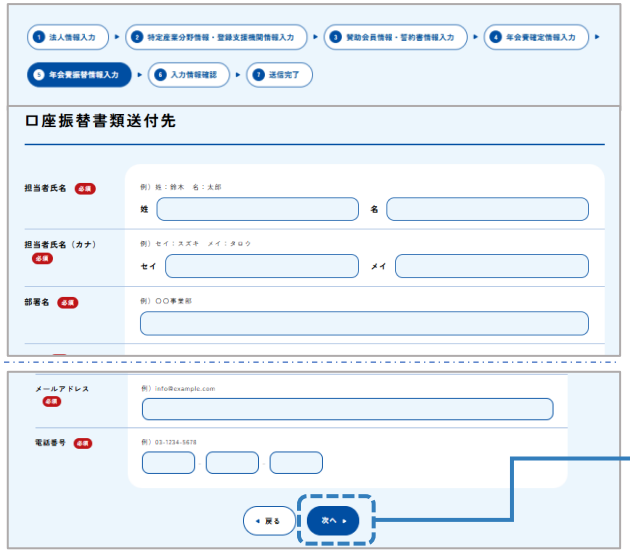

（マイページの画面イメージ）

①大企業になった場合
→中小企業割引を「**希望しない**」に変更してください

②正会員団体から退会した場合
→正会員団体割引を「**希望しない**」に変更してください

※該当しなくなった割引についてのみ「希望しない」に変更してください。

全ての入力が完了しましたら、入力内容を確認し、
「次へ」ボタンをクリックしてください
→P.18へ進んでください

【STEP 02】年会費情報入力<年会費割引に変更がある事業所様共通>

- 「年会費情報」の確認が完了したら、「入力情報確認」ページで全ての入力内容を確認してください。
- 確認が完了したら、「申請する」をクリックしてください。これで次年度更新意思確認と年会費情報確定手続は完了です。

	実施事項	備考
2	入力情報を確認し、「申請する」ボタンを押してください。	

入力情報確認画面

手続受付（送信完了）画面

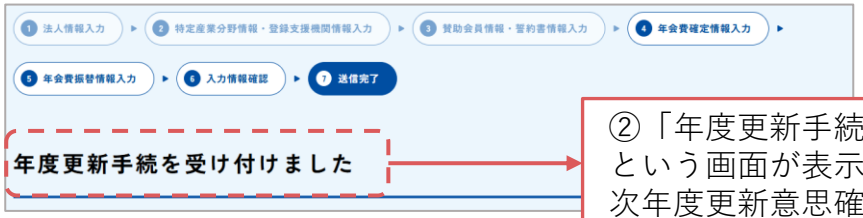

②「年度更新手続を受け付けました」という画面が表示されましたら、次年度更新意思確認と年会費情報確定手続は完了です

①入力内容を確認し、「申請する」ボタンをクリックしてください

（マイページの画面イメージ）

【STEP 03】口座振替（1/2）＜年会費割引に変更がある事業所様共通＞

- 申請が完了しましたら、事務局で申請内容を確認します。内容に不備がある場合、メールで御連絡しますので速やかに修正してください。
- 申請内容確認完了後、
  ① 次年度年会費額をメールで御案内します。
  ② 「請求書兼口座振替通知書」が発行され、「請求書送付先」に登録のアドレスにメールで送付されます。振替口座登録が間に合わない場合は、「請求書」（銀行口座振込用）をお送りします。
- JAIM入会時に登録した「振替口座」より年会費をお引落いたします。
- 口座振替日は、毎年**2月27日**（土日祝日の場合は翌営業日）です。

	実施事項	備考
1	• 口座振替手続（郵送）がお済みでない場合、速やかに御対応ください。 • 「請求書兼口座振替通知書」は、年会費の請求書送付先として登録いただいたメールアドレス宛に ドメイン：@mfkessai.co.jp のアドレスから送付されます。 • 2月27日の引き落とし日に口座登録が間に合わない場合や、口座振替に失敗した場合、振替日を含む4営業日後に自動で銀行振込の請求書が発行されます。請求書を確認し、速やかに指定の口座にお振込みをお願いいたします。	口座振替が失敗した場合の取り扱いについて （外部サイト： bizforward（年会費支払委託先））

【STEP 03】口座振替（2/2）＜年会費割引に変更がある事業所様共通＞

- **次年度の年会費額は、割引適用状況に応じ次のとおりになります。**

【参考】賛助会員会費規定より

年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
1）中小企業	60,000円	63,000円
2）大企業	80,000円	83,000円

【STEP 04】完了 ＜年会費割引に変更がある事業所様共通＞

- **口座振替が完了しましたら、更新が完了いたします。**
- **4月以降、賛助会員名簿への掲載継続を御確認ください。**
- **次回の更新は1年後となります。**

注意事項

- 口座振替ができなかった場合、請求書送付先アドレスに連絡が届きますので速やかに御対応ください。
- 口座振替日（2月27日）に次年度年会費の支払・引落を確認できない場合、事務局から確認の御連絡を差し上げることがございます。

P.26以降に「よくある御質問」を掲載しています。併せて御確認ください。

更新を希望しない事業所様向け

退会手続の流れ

【STEP 01】意思確認(1/2)

- マイページにログインすると、「次年度更新意思確認」について選択するボタンが出てきます。
- 「継続しない(退会希望)」をクリックし、次へ進んでください。

	実施事項	備考
1	**2月10日（火）までに忘れずに御対応ください**	

（マイページの画面イメージ）

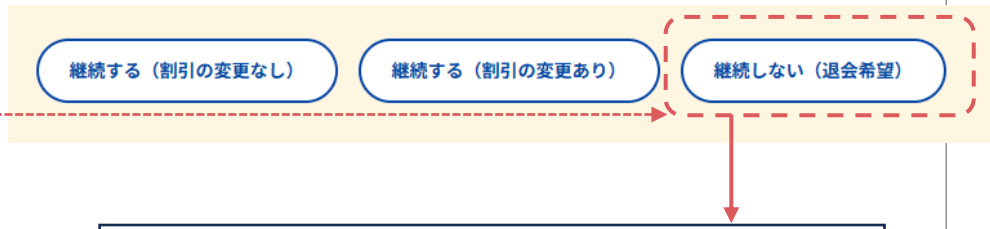

■ 以下の注意事項を確認の上「継続しない」に進んでください。

- □ 退会を希望する事業所は、現在、特定技能外国人を雇用していないこと、今後の受入れ予定がないことを御確認ください。
- □ 退会後は、工業製品製造業分野において特定技能外国人を雇用することができません。
- □ 退会後に特定技能外国人を雇用する場合、再度、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会が必須となります。
- □ 既納の年会費については、賛助会員会費規程により返還いたしかねますので御了承ください。
- □ 退会手続に関して発生した如何なる損害についても、当機構は責任を負いかねますので御了承ください。

①「**継続しない（退会希望）**」をクリックしてください
→上記ポップアップが表示されます（詳細は次頁）

【STEP 01】意思確認（2/2）

- マイページにログインすると、「次年度更新意思確認」について選択するボタンが出てきます。
- 「継続しない（退会希望）」をクリックし、次へ進んでください。

	実施事項	備考
1（つづき）	 ②すべての注意事項を確認し、チェックをした上で「継続しない」をクリックしてください 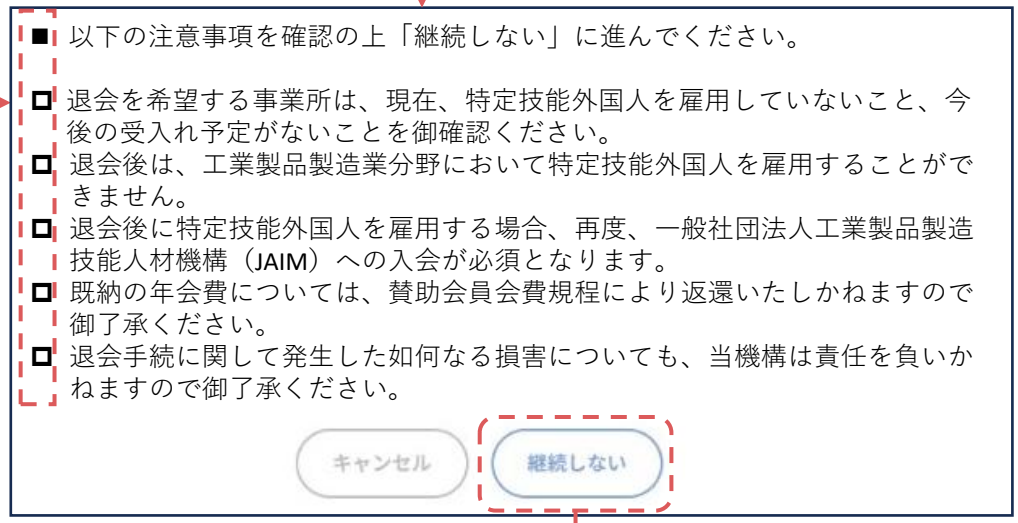 （マイページの画面イメージ） ③すべての注意事項を確認し、チェックを入れると「継続しない」を押すことができるようになります	※注意事項 **退会手続後、工業製品製造業分野において特定技能外国人の雇用ができなくなります。** 再度、工業製品製造業分野において特定技能外国人の雇用しようとする場合はJAIM賛助会員の入会手続が必要です。 「退会手続」の取消には、お時間を要します。よく御検討の上、御判断ください。

【STEP 02】退会手続

- **事務局より、年度末までに「退会手続の御案内」をお送りします。御案内を確認し、退会の手続を行ってください。**

	実施事項	備考
1	• 事務局から、退会手続の御案内が来るまでお待ちください。 • 御案内が届きましたら、説明に従って速やかにお手続をお願いいたします。	

【STEP 03】退会完了

- **事務局より、退会完了の御案内をお送りします。**
- **4月のJAIM賛助会員名簿から削除されたことを御確認ください。**

注意事項

- 今後、もし特定技能外国人を雇用する場合には、新規入会申請を行ってください。
- 再入会の場合であっても、新規申請と同様の審査を行いますので、申請から入会まで2～3か月かかります。

次頁以降に「よくある御質問」を掲載しています。併せて御確認ください。

3. よくある御質問

よくある御質問(1)

Q1	入会次年度以降の年会費支払を銀行振込に変更できますか。
A1	恐れ入りますが、口座振替となります。
Q2	年会費割引のための証跡は、毎年提出が必要ですか。
A2	年会費割引を新たに希望する場合、又は、会員証等に変更がある場合(有効期限更新等)に提出をお願いします。
Q3	支払が間に合わなかった場合には、強制退会となりますか。
A3	更新意思確認フォームにて「継続する」を選択したにも関わらず、御入金いただけていない事業所様には、事務局から御連絡をさせていただきます。
Q4	1月～3月に新規入会します。年会費はいくらですか。
A4	2026年1月～3月に新規入会の事業所様は以下のページを御確認ください。 https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/01-03_annual-fee.pdf

よくある御質問(2)

Q5	年会費割引について、中小企業割引か正会員団体割引の一方のみの適用を変更する場合には、どのように変更したらよいですか。
A5	1. 「次年度更新意思確認」で「継続する(割引の変更あり)」を選択してください。 2. 「年会費確定情報」ページにて、変更のある割引についてのみ変更を行ってください。 3. 新たに割引を希望する場合は、必要な証跡を準備しアップロードしてください。 ※ この場合、変更しない割引については、変更を行わないようにしてください。
Q6	正会員団体割引を適用するために会員証の提出が必要な団体に属しています。今年度提出した会員証の有効期限が3月末に切れる予定です。更新手続時点では有効期限内ですが、新しい会員証を団体に発行してもらってからアップロードする必要はありますか。
A6	更新手続時点で有効であれば問題ありません。その他の会費情報に変更がなければ「次年度更新意思確認」で「継続する(割引の変更なし)」を選択してください。 新しい会員証の発行時または次の賛助会員資格更新時に、マイページから有効な会員証を再度アップロードしてください。
Q7	正会員団体割引を適用するために団体への会費支払証跡の提出が必要な団体に属しています。最新のものをアップロードする必要がありますか？
A7	今年度アップロードしたものよりも新しい証跡がある場合には「次年度更新意思確認」で「継続する(割引の変更あり)」を選択し、新しい証跡をアップロードしてください。

よくある御質問(3)

Q8	更新手続の連絡を同時期に、賃上げ報告の連絡も来ました。 同時に対応する必要はありますか。
A8	同時の御対応は不要です。 更新手続きは2026年2月10日(火)まで、賃上げ報告は2026年2月27日(金)までに御対応ください。 詳細については以下のページを御確認ください。 https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry-member/wage_hike_manual.pdf
Q9	賃上げ報告にて、今年度の賃上げ水準が未達成です。賛助会員資格を更新できないのでしょうか。
A9	更新できます。賃上げ基準等を達成できなかった場合でも、悪質な違反行為等がない限り、JAIMからの除名処分や賛助会員資格更新停止措置は行いません。

お問合せ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構　相談窓口

※「JAIM賃上げ等の取組実績報告専用窓口」は
下記とは異なるため御注意ください

電話番号　03-6838-0077
対応日時　10時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）
メールアドレス　seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

※メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。
【件名】JAIMに関する問合せ
①企業名
②住所
③電話番号
④氏名（ふりがな）
⑤問合せ内容